

資料編

1. 要介護等認定の目安

厚生労働省は、介護認定審査会が要介護区分や状態を審査し判定を行なうために、以下のような目安を示しています。

要支援

●要支援 1

要介護状態とは認められないが、社会的能力に若干の問題があり、身支度、家事等に社会的支援を要する状態。週に数回程度の介護予防のための支援が必要である場合など。

●要支援 2

基本的な身体動作の低下、記憶力の低下が見られるが、廃用の程度が比較的軽度で適切な医学的管理により認知機能の維持・改善が見込まれる状態。生活の一部について介護予防のための支援が必要である場合など。

要介護

●要介護 1

基本的な身体動作の低下、記憶力の低下が見られることが多く、生活の一部について部分的に介護を要する状態。清潔、着替え、清掃などの日常生活のいずれかに介護が必要である場合など。

●要介護 2

要介護 1 よりも基本的な身体動作や日常生活動作について一部介助を要する場合が多い等、中程度の介護を要する状態。清潔、着替え、排せつ等、日常生活の一部に介護が必要とされる場合など。

●要介護 3

基本的な身体動作に障害が見られ、重度の介護を必要とする状態。清潔、食事、着替え、排せつ等、日常生活動作全般について一部または全面介助が必要である場合など。

●要介護 4

身体動作能力のかなりの低下や重度の認知症状態から、最重の介護を必要とする状態。清潔、食事、着替え、排せつ、寝返り、起き上がり等、日常生活動作の全般にわたり介助が必要とされる場合など。

●要介護 5

身体動作能力の著しい低下から、過重な介護を必要とする状態。清潔、食事、着替え、排せつ、寝返り、起き上がり等、日常生活動作の全般にわたり頻度の高い介助を必要とする状態。

2. 用語解説

(用語は五十音順)

用 語	解 説
介護給付	要介護状態（要介護１～５）にある被保険者への介護サービスの給付。予防給付と異なり施設サービスも可能。介護度が重症化するほど、利用者負担額は増加する。
介護付有料老人ホーム	有料老人ホームとは常時１０人以上の老人が入居し、食事や日常生活の援助が受けられる老人ホーム。介護の必要な高齢者には介護保険も適用される。
介護保険法	要介護の基準、サービス運営基準などを制定し、公的介護保険の詳細について定めた法律。１９９７年制定、２０００年４月施行。
介護予防	介護が必要な状態にならないよう、あるいは要介護状態が重症化しないように、運動や食事、コミュニケーションや社会参加などを通じて、心身の健康の維持促進に努めること。
介護療養型医療施設	療養型病床群など、介護職員が多く配置された施設。医療系施設に併設される。
介護老人福祉施設	老人福祉法に基づき、身体上または精神上著しい障害があるために、常時介護を必要とする高齢者を入所させて養護する施設。特別養護老人ホームに同じ。
介護老人保健施設	病状が安定期にあり、介護やリハビリを中心とし、在宅復帰を目的とする入所施設。
介助	病人や障害者・高齢者に付添い、起居動作等の手助けをすること。
機能(回復)訓練	疾病や事故・高齢により心身機能が低下して日常生活に支障がある人に低下した機能を回復・維持するための訓練。
基本健康診査 (特定健診)	自治体が住民の健康状態などを調べ、疾病や障害の早期発見・早期治療や保健指導に役立てる事業。
救護	心身に障害があり、保護を必要とする者を收容し、生活扶助を行なうこと。
居宅介護支援	居宅で介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて、介護サービス利用に関する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービスが確実に提供されるようにサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービス。介護保険の給付の対象。
居宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与等の在宅介護サービスを指す。

用 語	解 説
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が、通院困難な利用者の居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を踏まえて療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図るもの。
グループホーム	認知症対応型共同生活介護に同じ。
ケアハウス	軽費老人ホームの1つ、高齢者の生活に配慮した構造や設備を持つ集合住宅で、入浴・食事などのサービスが提供されるもの。
ケアプラン	居宅で介護を受ける高齢者等の心身の状況・希望等を踏まえて、介護支援専門員（ケアマネージャー）などが作成する福祉サービスの利用計画。居宅サービス計画とも言われる。
ケアマネージャー	介護支援専門員を指し、ケアマネジメント機能を担う専門家のことで、要介護等認定者や家族の相談に応じ、その心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町村・介護サービス事業者・介護保険施設等との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行なう。
軽費老人ホーム	老人福祉法第5条の3に基づく老人福祉施設。原則として60歳以上（夫婦で入所する場合はどちらかが60歳以上）で、家庭環境や住宅事情により、自宅での生活が困難な高齢者が低額で入所する施設。施設には経過型軽費老人ホーム（旧A型と旧B型）、軽費老人ホームがあり、旧A型は給食サービスがついており、旧B型は原則として自炊型、軽費老人ホームは利用者の虚弱化に対して外部のサービスを利用する。
高齢化率	総人口に占める高齢者人口（65歳以上人口）の割合。介護保険制度では、高齢化率が高いと保険料が高くなるわけではない。認定率が高いと介護保険の利用者が増え、負担する人は変わらないので保険料が高くなる。
高齢者	65歳以上の者をいう。介護保険制度ではこの高齢者が第1号被保険者になる。
高齢者サービス調整会議	在宅で生活しようとする高齢者に対し、保健・医療・福祉・介護サービスの調整を決定する町の機関。配食サービス、緊急通報、ヘルパー、住みよか事業等に適用する。
在宅介護支援センター	概ね65歳以上で介護を要する在宅者等の家族を対象に、市町村の福祉サービスや専門家による相談・指導が常時受けられる施設。

用 語	解 説
作業療法士	医師の指示のもとに、障害者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療を行なう者。
住宅改修費の支給	在宅で介護するために、手すりの取り付け、段差の解消など必要な住宅改修についての費用の支給を給付制限内で行う。介護保険の給付対象。
小規模多機能型居宅介護	日中のサービス拠点への通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて随時、訪問や短期間の宿泊を組合わせて、食事・排泄・入浴等の介護や機能訓練を提供する。地域密着型サービスの1つ。
生活管理指導員	ホームヘルパーに同じ
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関する疾患の総称であり、インスリン非依存症糖尿病（成人型糖尿病）、肥満、高脂血症、高尿酸血症、脳血管疾患、循環器疾患、がん、高血圧症などが含まれる。
成年後見制度	家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方の財産管理、身上監護などを本人に代わって行なう制度。介護保険の実施に合わせ、民法を一部改正し、従来の禁治産を改め、また、比較的軽度の方の利用や判断能力があるうちから利用できる任意後見制度、複数の成年後見人の選任など、利用しやすい制度に改められた。
前期高齢者・後期高齢者	65歳以上の「高齢者」のうち、65歳から74歳までを「前期高齢者」、75歳以上を「後期高齢者」とする。
第1号被保険者	65歳以上の者をいう。要支援・要介護と認定されれば給付を受けることができる。
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の人で医療保険加入者をいう。加齢に伴う疾病（特定疾病）により要支援・要介護と認定された場合に限り給付を受けられる。
短期入所生活介護 短期入所療養介護 （ショートステイ）	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に併設されている短期入所用のベッドに短期間入所・入院して、必要な介護や看護を受けたり、機能訓練を行ったりすること。福祉施設で行うものを「短期入所生活介護」、医療施設で行うものを「短期入所療養介護」という。介護保険の給付対象。
地域ケア整備構想	医療病床の再編成に絡み、厚生労働省が各都道府県に対し、2007年夏を目途に当整備構想を策定するよう要求している構想。都道府県の医療計画や医療費適正化計画との整合が必要となる。

用 語	解 説
地域ケア整備指針	「健康保険法等の一部を改正する法律」に、介護療養病床が2012年に廃止になり、医療病床のみが存続すると計画されており、法案成立後に厚生労働省が都道府県や市町村の協力を得て当整備指針を示す予定。これに基づいて病床再編成が進むことになる。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護・要支援状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行なう事業であり、平成17年度までの老人保健事業の一部、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護保険センター事業の財源を再編して創設された介護保険制度上の事業のこと。①介護予防事業、②包括的支援事業、③任意事業がある。
地域包括支援センター	地域における高齢者の生活を支援する中核機関として平成18年度に設立される。地域支援事業の包括的支援事業として、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談、③虐待防止・権利擁護事業、④包括的・継続的マネジメント事業を行なう。
地域密着型サービス	平成18年度から新たに創設されるサービスで、①夜間対応型訪問介護、②認知症対応型通所介護、③小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護、⑤地域密着型特定施設入所者生活介護、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の6種類がある。利用者は原則として当該市町村の被保険者に限られる。要介護等認定者の住み慣れた地域での生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護等認定者の日常生活圏域内ごとにサービス提供の拠点が確保されるべきであるとされている。サービス事業者の指定権限は保険者（市町村）が有し、一定の範囲内で指定及び報酬の変更を行なうことができるとされている。
地域福祉権利擁護事業	認知症高齢者など判断能力が不十分な人に代わって、福祉サービスの利用手続きや福祉サービスの利用料支払いの援助や代行するサービス。
通所介護 （デイサービス）	日帰りの介護施設などに通って、施設において介護を受けながら入浴や食事等のサービスの利用、機能訓練などを行うサービスのこと。介護保険の給付対象。
通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設、病院等に通って、施設において理学療法・作業療法など必要なリハビリテーションを行うサービス。介護保険の給付対象。

用 語	解 説
特定高齢者	要介護・要支援の認定を受けていない高齢者のうち、生活機能や精神的・社会的機能が低下し、介護認定を受けるおそれが高い人。基本健康診査の受診者等で規定のアンケートでその状態を把握し、特定高齢者とする。
特定施設入所者生活介護	指定を受けたケアハウス、有料老人ホーム入所者への介護サービス。入所している要介護者等について、入浴・排泄・食事・その他の日常生活上の介護や機能訓練及び療養上の世話を行なう。
特別養護老人ホーム	身体上または精神上に著しい障害があるために常時介護を必要とする高齢者であり、居宅において適切な介護を受けることの困難な高齢者が入所して必要な介護や日常生活上の世話を受けるための施設。介護保険では「介護老人福祉施設」として指定を受ける。
閉じこもり	「閉じこもり」とは、一日のほとんどを家の中あるいは家の周囲で過ごすような生活の行動範囲が非常に狭くなっている状態をいう。体力・運動機能や行動意欲の低下によって、心身両面にわたる活動を失わせることから、活動的な生活を送れるように、外出する回数・機会を増やすなど日常生活の改善に努めること。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	5～9人程度の少人数の認知症高齢者が、一般の住宅に近い施設で介護職員と一緒に生活する施設。居室は個室を原則とし、家庭的な雰囲気の中で介護サービス受けることで、認知症の緩和を促すことを目的としたサービスを行う。介護保険の給付対象。
配食サービス	調理済みの食事を自宅に配送するサービス。17年度までは国の補助制度があったが、18年度より補助制度がなくなり、市町村単独の事業に変更する。
バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅において障害者や高齢者等が安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。車椅子でも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることなどが該当する。また、物理的な障壁だけでなく、社会参加への障壁の排除など精神的な意味でも用いられる。
福祉用具購入費の支給	入浴または排泄のために、特殊尿器など必要な福祉用具等の購入費の支給を行う。介護保険の給付対象。
福祉用具貸与	福祉用具の補助を必要とする高齢者等に対して、福祉用具を貸与するサービス。対象は介護用ベッド、特殊寝台、マットレス、エアーマット、車いす、歩行器、徘徊探知器等。介護保険の給付対象項目。

用 語	解 説
報酬単価	サービスを受ける際に支払われる費用の最小単位額をいう。 サービスの種類やその程度により金額が異なり、介護保険適用サービスは利用者負担が1割、残り9割を公金で賄うことになる。
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が、介護を必要とする高齢者等の家を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護・介助を提供し、その他の日常生活の世話を行うサービスのこと。介護保険の給付対象。
訪問看護	看護師などが介護を必要とする高齢者等の家庭を訪問して療養上の世話や必要な診察の補助を行うサービス。介護保険の給付対象。
訪問入浴介護	浴槽のついた巡回入浴車等で介護を必要とする高齢者等の家庭を訪問して、入浴の介護を提供するサービス。介護保険の給付対象。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等がリハビリを必要とする高齢者等の家庭を訪問して、理学療法・作業療法・その他必要なりハビリテーションや機能回復訓練を指導して行うサービス。介護保険の給付対象。
補装具	身体に障害のある人の動きなどを助けるための器具。義肢や車いすなどを指す。
夜間対応型訪問介護	在宅の要介護者に対し、夜間を含め24時間安心して生活できるように、夜間に定期的に巡回して行なう訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組合せて、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話を行なう。地域密着型サービスの1つであり、人口規模が20～30万都市規模を想定しているもの。
有料老人ホーム	住むための居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能の2つの機能が一体として提供される高齢者向けの住居。入居については、経営者側と入居希望者との自由な契約により、各種サービスを受ける費用は、全額入所者の負担となる。
要介護	介護保険法に基づき、介護サービスを受ける際の分類の1つで、常時介護が必要と認定され、最も多くの介護を必要とする要介護5から軽度の要介護1までの5段階に分けられている。
養護老人ホーム	65歳以上の環境上の理由及び一定の経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設
要支援	介護保険法に基づく介護サービスを受ける際の分類の1つで、日常生活の能力はあり、間接介助と機能訓練程度を必要とする認定区分。要支援には1及び2がある。
予防給付	介護保険制度で要支援状態にある被保険者になされる保険給付。居宅支援のサービスや福祉用具購入費など介護給付に付随する。

用 語	解 説
老人福祉センター	老人福祉法に基づく施設で、地域の高齢者の相談・機能回復訓練などを行なう他、教養の向上や余暇活動のための拠点となる。
老人保健施設	介護老人保健施設に同じ
老人保護措置	市町村が、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅で生活が困難な者を養護老人ホームに入所・保護すること。18年4月から改正老人福祉法の施行により、身体上若しくは精神上の理由は措置要件から除外される。
理学療法士	医師の指示のもとに、治療体操や運動・マッサージ・電気刺激など物理的手段を用いて運動機能の回復を目的とした治療を施す者

